

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり企画提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和8年1月15日

世田谷区

1. 事業の概要

(1) 契約業務名

ローコード開発ツールを活用した電子申請受付システム構築業務委託

(2) 目的

各総合支所街づくり課における各種申請等の電子化を目的として、ゼロからプログラムを書く従来の開発方法に比べて短期間で柔軟に業務システムの構築が可能である kintone を基盤とし、FormBridge、kViewer、PrintCreator、gusuku Customine、kBackup のプラグインを連携させた電子申請受付システムを構築する。

ローコード開発ツールによる区民・事業者からのオンライン申請受付導入により、府内審査・決裁、帳票出力、申請状況照会、データ保全、通知等の省力化を推進し、区民・事業者サービスの向上及び職員の窓口負担軽減と処理の可視化・迅速化を図る。加えて、府内で申請内容の情報共有をより一層推進する。

(3) 業務概要

- ① 電子申請受付システムの開発
- ② 使用者等用研修の実施
- ③ 問い合わせ対応、障害対応

(4) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

2. 主なスケジュール（予定）

内容	日程
手続き開始の公告	令和8年1月15日（木）
説明書交付	令和8年1月15日（木）～27日（火）午後5時まで
参加表明書受付	令和8年1月15日（木）～27日（火）午後5時まで
プロポーザル招請通知	参加資格確認後、令和8年1月28日（水）までに発送
質問書提出期間	招請通知の日から令和8年2月3日（火）午後5時まで

質問回答書交付日	令和8年2月10日（火） (参加資格「有」の者にのみ交付する)
企画提案書提出期間	令和8年2月10日（火）～3月3日（火）午後5時まで
一次審査（書類審査）	令和8年3月4日（水）～10日（火）
一次審査結果通知	令和8年3月11日（水）
二次審査（ヒアリング審査）	令和8年3月26日（木）
最終評価結果通知	令和8年3月下旬
契約締結	令和8年4月～5月

3. 参加資格

参加表明書の提出日を基準日として、以下の全ての項目を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同条の1第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- ② 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。営業種目「情報処理業務」を有すること。
- ③ 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。
- ④ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑥ 「ローコード開発ツールを活用した電子申請受付システム構築業務委託プロポザル選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
- ⑦ 令和2年度以降、本業務と同種又は類似業務を行った実績を有すること。

【同種業務】

以下のどちらも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・地方自治体におけるkintoneを活用した電子申請受付システムの構築
- ・地方自治体における庁内業務の可視化・迅速化を目的としたkintone導入

【類似業務】

以下のどちらも満たすこと。なお、それぞれ別契約でも可とする。

- ・ローコード／ノーコードツールを用いた申請受付システムの構築
- ・業務の電子化・情報共有を目的としたシステムの導入

- ⑧ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- ⑨ ISMS認定又はISO27001を取得していること（取得申請中含む）。
- ⑩ ISO9001、ISO14001を取得していること（取得申請中含む）。
- ⑪ 本委託業務で使用するクラウドサービスに関する認定資格の有資格者を有していること。

4. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5. 提案書を特定するための審査方法等

（1）審査方法

提案書等の審査は、「ロード開発ツールを活用した電子申請受付システム構築業務委託プロポーザル選定委員会」を設置し、別に定める審査要領に基づき、二段階方式で実施する。その際、一次審査の点数は二次審査に引き継がれるものとする。

（2）一次審査（書類審査）における審査項目

- ① 事業者の業務実績
- ② 業務実施体制
- ③ 配置予定技術者の実績等
- ④ 業務実施方針
- ⑤ 業務工程計画
- ⑥ システムの構成・機能
- ⑦ セキュリティ対策
- ⑧ 操作研修
- ⑨ 運用・保守
- ⑩ 見積金額

（3）二次審査（ヒアリング審査）における審査項目

- ① 提案の実現性
- ② 提案の発展性
- ③ システムの構成・機能
- ④ 理解・回答力
- ⑤ 取組姿勢
- ⑥ 申請者へのサービス向上に関する事項
- ⑦ 職員の運用改善に役立つ機能に関する事項
- ⑧ 事業計画に関する事項
- ⑨ 操作研修に関する事項

6. 手続等

（1）説明書の交付

① 交付期間：令和8年1月15日（木）から1月27日（火）まで

② 交付方法：区ホームページよりダウンロード



※9. 担当部課にて窓口でも配布する。

(2) 参加表明書の提出

①提出期間：令和8年1月15日（木）から1月27日（火）午後5時まで（必着）

②提出先：9に同じ。

③提出方法：持参又は郵送（宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る）

(3) 質問の提出

①提出期間：招請通知の日から令和8年2月3日（火）午後5時まで

②提出方法：電子メール。なお、電話や窓口での質問には応じない。

③回答方法：電子メールにより、質問者名を隠し、プロポーザル参加者全員に回答

(4) 提案書の提出

①提出期間：令和8年2月10日（火）から3月3日（火）午後5時まで（必着）

②提出先：9に同じ。

③提出方法：紙方式（持参又は郵送）及び電子データ（電子メールで提出）

※郵送の場合、宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る。

(5) 受託候補者の選定

一次審査及び二次審査の審査結果を総合的に評価し、評価点の最も高い事業者を受託候補者として選定する。また、その旨を電子メール及び書面により通知する。

※提案者が1者の場合は、評価点が全選定委員の配点総計に対して6割以上獲得していれば、受託候補者とする。

7. 失格事由

以下の事由に該当した際は失格とする。

(1) 審査の結果、一次審査及び二次審査の評価合計点が、全審査委員の配点総計に対して6割を下回った場合

(2) 参加表明書の提出後、受託候補者の選定までに次に掲げる事由のいずれかに該当した場合

- ・世田谷区指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合
- ・世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づき入札参加除外措置を受けた場合
- ・参加資格がないことが判明した場合
- ・参加表明書その他の種類において虚偽の記載が認められた場合

(3) 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、選定委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合

(4) その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と隨意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 「9. 担当部課」に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (8) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- (9) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (10) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (11) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用等することはできない。
- (12) 詳細は説明書による。

9. 担当部課

〒158-0094 世田谷区玉川1丁目20番1号

世田谷区役所二子玉川分庁舎A棟2階21番窓口

担当 世田谷区都市整備政策部都市計画課 光田、廣田、白石

電話 03-6432-7147 FAX 03-6432-7982

※受付時間は午前9時から正午、午後1時から午後5時（土日祝日を除く）。